

野々市市創生総合戦略推進会議設置要綱

制 定 平成 27 年野々市市告示第 52 号
(平成 27 年 4 月 1 日)

一部改正 平成 28 年野々市市告示第 152 号
(平成 28 年 12 月 1 日)

(設置)

第 1 条 ののいち創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進に関し、各界から広く意見を聴くため、野々市市創生総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定に係る検討に関すること。
- (2) 総合戦略に掲げる施策の効果検証に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業関係の団体から推薦された者
- (2) 教育機関から推薦された者
- (3) 住民で組織する団体から推薦された者
- (4) 金融機関から推薦された者
- (5) 労働関係機関から推薦された者
- (6) 報道機関から推薦された者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から総合戦略の期間の満了の日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、会長の許可を得て傍聴することができるものとする。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議の招集は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。